

施行日前の異動者の号給の調整（参考例）

調整の対象は、平成23年4月1日から令和4年3月31日までの間の施行日の直近の昇格（再計算上の昇格含む。）に限る。

(昇給日)
R2.4.1

(昇給日)
R3.4.1

(施行日)
R4.4.1

【事例】 運用通知3（1）①施行日前において昇格をした職員

○改正前の初任給規則に基づき昇任

職員 A 1級75号給

昇任

2級42号給

2級46号給



R4.4.1

2級48号給

当該昇格が施行日に行われたとした場合

○改正後の初任給規則に基づき昇任

職員 B 1級75号給

1級79号給

昇任

2級48号給

※先に昇任した職員 A の号給が後に昇任した職員 B よりも低い号給となるため、同じ号給に調整する。